

岩手県告示第391号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（令和4年岩手県告示第51号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和4年6月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 岩手県全域
- 2 実施した期間 令和4年1月1日から同年3月31日まで
- 3 実施した基本測量の種類 時空間変位確定測量